

銃砲刀剣類の現物確認審査結果に対する審査請求について

1 審査請求人及び審査請求の年月日

審査請求人 1 法人（平成 28 年 8 月 22 日）

2 審査請求に至る経緯

(1) 銃砲刀剣類の現物確認審査申立

審査請求人は、平成 28 年 5 月 24 日付けで、所持する刀剣類と銃砲刀剣類登録証の記載内容が異なるとして、愛媛県教育委員会へ銃砲刀剣類の現物確認審査の申立を行った。

(2) 銃砲刀剣類の現物確認審査結果

教育長は、現物確認審査に基づき、審査請求人が所持する刀剣類と愛媛県における登録内容が一致しないことを確認した。

3 審査請求の趣旨

銃砲刀剣類の現物確認審査に基づき、審査請求人が所持する刀剣類と愛媛県における登録内容が不一致であると確認したことを取り消し、銃砲刀剣類登録証の訂正交付を求める。

4 今後の手続

行政不服審査法に基づき、教育委員会が審査庁として処理を行う。

○行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(審査請求をすべき行政庁)

第四条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

○銃砲刀剣類所持等取締法

(登録)

第十四条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3～5 省略

(登録証)

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2・3 省略